

[事案 26-75] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 26-76]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の虚偽説明によって契約したことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 3 月、祝金付定期保険を契約したが、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から満期時に 250 万円の保険金を受け取ることができると説明を受け、契約したが、実際の金額と異なっており、虚偽説明であった。
- (2) 契約時の自分の日本語理解能力は、約款や告知書を理解できる程度ではなく、保険会社の取扱いでは本来加入できなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人による募集資料（設計書・パンフレット等）を使用した説明により、申立人は契約内容を理解して契約した。
- (2) 契約時、申立人は契約内容を理解できる程度の日本語能力は有していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、その配偶者の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

1. 関係証拠および申立人の事情聴取の結果によると、以下の事実が認められる。
 - (1) 保険証券、申込書等に、満期保険金が 250 万円であるとの誤解を招く記載は見あたらない。
 - (2) 設計書には、据置祝金が所定の利率で積み立てられ、利率は経済情勢により今後変動することがあること等が明記されている。
 - (3) 申込書および面接報告書には、申立人の署名が整った綺麗な筆跡で記載されている。
 - (4) 契約申込みに際し、申立人の会社の同僚の同席・関与が窺われるが、具体的関与の内容は明確ではない。
2. 裁定打切りの判断
 - (1) 以上の事実を総合的に検討すると、日本語など能力の次第では、契約時、申立人が錯誤に陥っていた可能性を否定できないが、当時の日本語能力が、生命保険の内容を理解できる程度であったか否かは不明である。
 - (2) そうすると、当時の同僚への証人尋問の実施も含め、裁判所における厳格な証拠調べによる慎重な事実認定が不可欠であるが、裁判外紛争解決機関である当審査会にはそのような制度はなく、当審査会で事実認定を行うことは著しく困難である。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。